

平成19年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度の運用状況

問 総務課文書法係 (☎ 826-1111
内線2209 FAX 822-9252)



請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室(市役所本庁舎2階)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書に必要事項を記載していただきます。

なお、都合で情報公開室に来ることがないときは、メールまたはファックスでも受け付けています(様式は市ホームページからダウンロードすることができます)。

また、「公開の申出」の方法は、請求の方法と同様になります。

公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長するときがあります)に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします。公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします。

公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧・視聴または写しの交付により行います。

請求などができる方

情報の公開を請求できる方は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、そして市の事務事業に具体的な利害関係を持つている方です。これら以外の方であっても、情報の公開を請求に

準ずる「公開の申出」により、情報の開示を求めることができます。ただし、「公開の申出」により求めた情報が仮に非公開となつたとき、「請求者」のようないふ申立て(後述)をすることがあります。

この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が57件で、申出が19件の合計76件でした(別表1参照)。これらの請求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は99%になります。

なお、この公開率は次の算式になります。

$$\text{公開率} = (\text{公開件数} + \text{一部公開件数}) / (\text{公開件数} + \text{一部公開件数} + \text{非公開件数})$$

平成19年度の運用状況

この不服申立てについては、情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定などを行います。ただし、「公開の申出」のときは、申出者は不服申立てをすることはできません。

別表2 請求などに対する決定などの状況 (単位:件)	
合計	25
公開	47
一部公開	1
非公開	8
不存在	81
合計	81

*1件の請求に対し、複数の決定をしたもののが含まれます。

不服申立て

情報の非公開の決定に不服があるとき、「請求者」は行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

個人情報保護制度



があります。

- ①請求者以外の方の個人情報を含み、その方の権利利益を侵害することになると認められるもの
- ②個人の評価、診断などに関する個人情報であって、当該評価、診断などに著しい支障をあうるおそれのあるもの

個人情報保護制度は、個人のプライバシーの保護を図ることともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

この制度は、「土浦市個人情報保護条例」に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがあるときには、訂正などを請求することができる仕組みです。

■請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求をすることができます。

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内（60日を限度として延長するときがあります）に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

■公開の方法

お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧・視聴または申しの交付により行います。

■開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内（30日を限度として延長するときがあります）に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。

■不服申立て

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

平成19度の運用状況

①個人情報を取り扱う事務の数

（単位：件）

市長		市長公室		総務部		市民生活部		保健福祉部		産業部		選挙管理委員会		
会計課	建設部	都市整備部	保健福祉部	建設部	保健福祉部	市民生活部	保健福祉部	農業委員会	農業委員会	産業部	選挙管理委員会	監査委員	農業委員会	農業委員会
517	4	58	53	40	178	101	43	40	120	8	120	4	5	1
合計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

②開示請求の状況

（単位：件）

実施期間	件数	内容	
		内	外
教育委員会	1		
生徒指導の記録			
土地売買契約書等			
診療報酬明細書等	4		
急救活動記録票			
合計	10	3	1
消防本部			
教員会			
建設計画課	9	1	0
保健福祉部			
市長公室			
合計	11	1	1

③開示請求に対する決定の状況

（単位：件）

④口頭による開示	③開示請求に対する決定の状況				
	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
土浦市職員採用試験における総合得点および順位については、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律的に行うことでき、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として口頭による開示請求が認められています。	9	1	0	1	11

※1件の請求に対し、複数の決定をしたもののが含まれます。

平成19年度中にあつた口頭による開示請求の状況は、次のとおりです（第1次試験は不合格者のみ）。

第2次試験	開示請求期間	開示請求者数	
		開示請求者数	受験者総数
第1次試験	平成19年10月4日～11月3日	6人	172人
平成19年11月15日～12月14日	4人	受験者総数 59人	△